

平成19年度予算編成方針（基本的な考え方）

日本経済の景気回復が続いている。

実感のない景気回復といわれながらも、回復期は既に4年半を超えた。今年度中には、デフレからも本格的に脱却するものと見込まれている。

バブル崩壊後の長い停滞期からようやく抜け出した今、私たちをまちうけるのは、激化する地域間競争、加速化する高齢化、更には現実化する人口減少といった、これまでに経験したことのない社会環境の変化である。県政にはこうした変化を先取りし、的確に対応することが求められている。しかし、本県の財政状況はどうだろうか。

社会資本整備の進展とともに、積み上がった県債残高は一般会計の総額を大きく超えている。時限措置である臨時財政対策債の廃止でもない限り、平成19年度末には3兆円の大台を超える見込みである。また、ピーク時には2,500億円を上回っていた財政調整のための基金の残高も、平成14年度に800億円を下回ったまま回復できないでいる。一方、福祉・医療関係経費、団塊の世代の大量退職に伴う退職手当、公債費など、義務的経費を中心とした歳出の膨張は避けることができない。

従って、目先の景気回復に気を許し、かつてのような単なる歳出予算増分主義でことにあたることはできない。「選択と集中」の徹底に加え、昨年度から始まった「仕事編成」の観点に立ち、組織や事業といった県予算だけを見て仕事を進めるのではなく、NPOなど民間を含めた県の資源をマクロ的にとらえ、これらを有機的に組み合わせて仕事の設計を行うことが求められている。こうした取り組みによって初めて、厳しい財政制約の下でも、新たな行政課題への対応が可能となり、県民の負託に応えることができるのである。

平成19年度当初予算は、現行の行財政改革プログラムの最終年度であるとともに、現在審議中の新たな5か年計画の初年度にもあたる。プログラムに掲げた目標「収支ギャップを500億円まで圧縮」を確実に達成する。そして、その流れを更なる行財政改革へと引き継いで行くことにより、新たな5か年計画の着実な実行を可能にするという重要な使命を有する予算である。

今年度は、プログラムに掲げた目標を確実に達成させるため、所要額見積の段階から具体的な削減目標を定めるとともに、仕事編成の一環として、組織と事業の一体的な見直しを行ったところである。

現在のところ、目標達成の道筋がつくまでにはいたっていないが、予算編成過程を通じて必ず達成させなければならない。県民から信任される財政シナリオを作り上げることが出来るよう、全庁一丸となって取り組むこととし、下記により予算編成を行うこととする。

記

I 総括的事項

1 総論

「仕事編成」の観点から、組織、事業の徹底的な見直しを行った上で予算要求を行うこととし、NPOなど民間を含めた県全体の資源を最大限活用し、最小の経費で最大の効果が発揮できるように、英知を結集すること。

「行財政改革プログラム」に掲げた取組を確実に実施するとともに、予算要求に当たっては、「選択と集中」を徹底し、安易な前例踏襲を排し、事務事業の取捨選択に努めること。

国・県・市町村・民間などの本来の役割分担に立ち返り、ゼロベースから各事業の必要性や効果を検証し、不要・不急の事業は廃止する、あるいはより効果の高い事業に大胆に重点化するなど、事務事業の徹底した整理統合に努めること。

平成16年度に実施した「事務事業の総点検」において設定された課題のうち未対応のものについては、課題解決に向けて積極的に取り組み、予算要求に反映させること。

地方財政制度全般が大きな変革期を迎えており、不透明な要素が多いことから、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等を注視し、柔軟かつ的確な対応を行うこと。

経費の見積りに当たっては、決算乖離を徹底的に分析し、真に必要な事業量を適正に見込むこと。

なお、予算要求の上限額（キャップ）は、所要額を元に、投資的経費（一般財源及び県債）と消費的経費（一般財源）とに分けて管理すること。

2 事業の選択

事業の選択に当たっては、議会における審議の動向を踏まえつつ、新たな5か年計画で設定した指標が達成できるように、事業の優先度や対象を見定め、真に必要な事業への重点化を図ること。

常にコストを意識し、「優れた経営体」としていかにあるべきかという観点から事業の選択に努めるとともに、「官から民へ」の視点に立って、民間の知恵や活力を活用すること。

県内経済を活性化し、税収の増加や雇用の創出に資する事業の在り方についても十分な検討を行うこと。

3 部局が連携した事業展開の推進

複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、関連予算を要求するに当たっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行い、重複事業の排除など既存事業の見直しを徹底するなど、部局連携に基づく予算要求になお一層取り組むこと。

4 財源の確保

歳入の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保を図ること。

県税収入については、引き続き徴税努力を行い、納税率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえつつ、県の施策実施上、真に必要なものを峻別し、必要なものは徹底して確保に努めること。

使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努めること。特に、従来使用料・手数料を徴収していない行政サービスについても、受益者負担の原則に立ち返り、徴収を検討すること。

財産収入については、未利用財産の売却をこれまで以上に積極的に進めるなど、収入の確保に努めること。

特定目的基金については、財源確保の観点から、基金の用途拡大等を検討すること。併せて、基金を財源とする既存事業についても、一般財源を充当している事業と同様、徹底した見直しを行うこと。

5 特別会計・企業会計

一般会計と同一歩調で改革を進め、一般会計の負担軽減策を検討すること。

II 主な経費の取り扱い

1 投資的経費事業

公共事業

投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い、「重点化」を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるコスト縮減に努めること。また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の評価等を徹底すること。

その他投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定

し、真に必要なかつやむを得ないものを除き、事業の中止や繰り延べ・適正規模への縮小等を検討すること。

特に、耐震改修促進計画に基づく既存施設の耐震改修についても、施設を存続させる必要性があるのか、他の施設で代替できないかなど厳しく点検すること。

2 外郭団体への支出

「行財政改革プログラム」及び「指定出資法人改革プログラム」に掲げられた取組を確実に実施するとともに、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法などの見直しを行うこと。また、公の施設を管理する指定出資法人にあっては、指定管理者制度の導入を踏まえ、さらなる経営改善を行うよう努めること。

3 補助金

施策誘導という補助金本来の性格を踏まえ、役割分担の明確化、事業の重点化、効果の検証等を通じて、廃止を含めた見直しを徹底すること。特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものについては、原則廃止とすること。また、継続する事業についても終期を設定すること。

さらに、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、上記の観点から必要性等を十分に吟味すること。

4 市町村支援

県と市町村の役割分担を原点に立ち返って見直すこと。特に、施策誘導の必要性が薄れているものは、廃止を含めた見直しを徹底すること。また、市町村の財政力に応じた見直しも検討すること。

併せて、市町村の自主性・創造性が発揮できるよう各種補助制度の統合・メニュー化等についても検討すること。また、市町村に対する零細補助は廃止すること。

5 制度融資等（利子補助を含む）

民間においても、同等のサービスが提供されていないかなど、制度融資等の必要性を十分に検討するとともに、貸付金利・預託金利等の各種条件についても見直しを行うこと。

6 緊急取組課題事業

事業量の精査を行うとともに、早期に効果が現れるように、手段・手法についても徹底的に検討し、質的な改善を図ること。また、既存事業との重複にも十分留意すること。